

集団移転促進事業に関する規制緩和

農林水産省資料

- ・東日本大震災の被災市町村が、集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買う場合、従来は農地として復旧するか、転用するかといった土地利用計画を明示して農地法の許可を受けることが必要であった。
- ・地元からの要請を受けて本年2月4日に省令改正を行い、市町村は農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。

集団移転促進事業に関する特例

- 改正前
- ・買い取る時点で、農地法の許可が必要
 - ・その際、土地の利用計画を明示する必要



- 改正後
- ・買い取る時点では、農地法の許可は不要
 - ・市町村が農地を取得した後に、実際にそれを利用する段階で土地の利用計画を定めて農地法の許可等を受ければよい

※地方自治体が移転先で災害公営住宅を農地に建設する場合には、転用許可不要(従来からの措置)。

対応状況

- ・担当職員を被災3県(岩手、宮城、福島)に派遣し説明会を実施。
 - (参考)
 - 2月8日 : 宮城県
 - 2月14日 : 岩手県
 - 2月15日 : 福島県
- ・省令改正後の農地の買取状況(契約ベース)
(平成25年3月11日現在)

| | |
|--------|---------------|
| 宮城県仙台市 | 1.1ha |
| 岩沼市 | 25.5ha |
| 東松島市 | 5.8ha |
| 亘理町 | 0.7ha |
| 福島県新地町 | 11.1ha |
| 岩手県山田町 | 1.1ha(※3月26日) |
| 合計 | 45.3ha |